

農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援金交付要綱

第1 趣旨

知事は、物価高騰の影響を受けている土地改良区等を支援するため、土地改良区等に対し、予算の範囲内において、農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、土地改良区等とは、県営土地改良事業をはじめとする県から補助を受けて造成された農業水利施設を管理する（管理受託を含む）者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 土地改良法第10条に基づき設立された土地改良区
- (2) 複数の農業者が利用する農業水利施設を管理する農業者が構成員となる水利組合等の団体で、代表者、組織の運営、施設の管理方法等を規約等で定めている団体

第3 支援金の金額

別表1に定める支援金額の算出方法により施設別に算出した額の合計額の範囲内とする。

第4 交付の条件

次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件とする。

- (1) 支援事業を中止し、又は廃止しようとする場合、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 支援事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (3) 支援金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第5 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部

支援金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 省エネルギー化推進計画（電力）（様式第3号）

ただし、ウについては、水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官通知）第8の5に規定する省エネルギー化推進型を申請した者（以下「省

エネ型を申請した者」という。)は提出を省略できる。

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第6 交付決定の手続等

(1) 知事は、第5(1)に規定する書類が提出されたときは、内容の審査を行い、支援金の交付決定又は不交付決定を行う。

(2) 知事は、支援金の交付決定をしたときは、交付決定通知書(様式第4号)により、支援金の不交付決定をしたときは、不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に対し通知するものとする。

第7 変更の承認申請

提出書類

計画変更承認申請書(様式第6号)

ただし、省エネ型を申請した者は提出を省略できる。

第8 実績報告

(1) 提出書類

実績報告書(様式第7号及び様式第7-2号)

ただし、省エネ型を申請した者は提出を省略できる。

(2) 提出期限

別に定める日まで

第9 交付決定の取消し

知事は、第5(1)、第7、第8(1)に規定する書類の内容が事実と異なることが判明したときは、交付決定を取り消すことができる。

第10 返還

支援金の交付決定を取り消された者は、既に支援金が交付されているときは、支援金を返還しなければならない。

第11 加算金及び延滞金

(1) 第9の規定により支援金の交付決定の取消しを受け、支援金の返還の請求を受けた者は、その請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)100円につき1日3銭の割合で

計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (2) 第9の規定により支援金の交付決定を取り消された者は、支援金の返還の請求を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (3) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第9の規定により支援金の交付決定を取り消された者の納付した金額が、返還の請求を受けた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還の請求を受けた支援金の額に充てられたものとする。
- (4) (2)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- (5) 知事は、(1)又は(2)の規定による加算金又は延滞金の納付について、やむを得ない事情があると認めるときは、第9の規定により支援金の交付決定を取り消された者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第12 検査及び報告

- (1) 知事は、支援金の適正な交付のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。
- (2) 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年8月3日から施行する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和5年11月8日から施行する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和6年1月4日から施行する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和7年2月26日から施行する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

別表1（第3条）

支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

算定式	支援金の額＝エネルギー料金の高騰分×0.7
留意事項	(1) エネルギー料金の高騰分＝当年度のエネルギー料金－指標となるエネルギー料金－従来補助金額 ※指標となるエネルギー料金＝当年度のエネルギー料金÷高騰率 (2) エネルギー料金とは、諸油脂費及び電力料をいう。 (3) エネルギー料金の高騰分には、(1)の算定式により算定される諸油脂費及び電力料の単価高騰による高騰分以外の高騰分を含めることを認めるが、その場合にあつては、単価高騰による高騰以外の高騰の事実を証明する資料等を省エネルギー化推進計画（電力）様式第3号（以下「省エネ計画」という。）に添付するものとする。 (4) 当年度のエネルギー料金とは、令和6年4月から令和7年3月までの期間（以下「補助対象期間」という。）において、省エネ計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる諸油脂費（灯油、軽油及びA重油）及び電力料（基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額）をいう。 (5) 従来補助金額とは、水利施設管理強化事業の一般型により既に補助されている金額をいう。 (6) 高騰率は、統計調査等により別途農村振興局長が定めるものを引用する。 (7) 支援金の上限額は、上記の算定式により得られる額又は、エネルギー料金の高騰分から、エネルギー料金の高騰分に対する本事業以外の補助金等の額を減じた額のうちいずれか小さい方の額とする。

様式第 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援金
交 付 申 請 書

第 号
令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

事業主体住所

事業主体名称

代表者 氏 名

(署名又は記名押印)

申請責任者 職・氏名

申請事務担当者 職・氏名

連絡先電話番号

農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援金を交付されるよう農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援金交付要綱第 5 (1) の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 支援金額等

対象施設数（箇所）	支援金額（円）

2 省エネ計画の有無

水利施設管理強化事業実施要綱(令和 3 年 3 月 29 日付け 2 農振第 3534 号農林水産事務次官通知) 第 8 の 5 に規定する省エネルギー化推進型を申請していますか。

申請する（した）	申請しない
----------	-------

(いずれかに○印を記載してください。)

3 添付書類

- (1) 誓約書（様式第 2 号）
- (2) 省エネルギー化推進計画（電力）（様式第 3 号）※¹
- (3) エクセル表「要望量調査様式」
- (4) 補助対象期間の使用電力料金がわかる書類（使用電力料金が確定していない月は前年同月の使用電力料金がわかる書類でも可）
- (5) 構成員名簿 ※²

※¹省エネ型を申請した者は(2)の書類の提出を省略できる。

(6)規約（定款でも可） ※²

※²土地改良区については、(5) 及びおよび (6) の添付は不要とする。

※²土地改良区以外については、(5) 又は (6) のいずれかを提出する。

(7)市町等から補助がある場合はそれがわかる書類の写し（振込用紙や交付決定通知等の写し） ※³

※³市町等から電気代高騰の補助がある場合のみ (7) を提出する。

(8)口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書※⁴

※⁴県に支払登録をしていない場合のみ (8) を提出する。

【支援金振込先情報】

口座振込先金融機関名		本支店名	
口 座 種 別		口座番号	
口 座 名 義 人 （ カ ナ ）	（ ）		

農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援金
誓 約 書

私は、農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）の申請にあたり、下記の内容について誓約します。この誓約に反していることが判明した場合は、支援金の申請の取り下げ、支援金の返還に応じます。また、それにより生じた損害については当方が一切の責任に応じるものとします。

記

- 1 交付申請書及び提出書類の内容に虚偽や不正はありません。また、提出する書類の写しは全て、原本と相違ありません。
- 2 関係書類の追加提出の求め、申請内容に関する検査等があった場合は、これに応じます。
- 3 本支援金の交付を受けた後も事業を継続します。
- 4 他の地方公共団体において農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援金と同様の支援金、給付金等を受けている場合には、重複受給が無いよう、関係書類に必要事項を記載しています。
- 5 以下のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団という。」）
 - (2) 代表者が暴力団員等（暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (3) 暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの
- 6 提出書類については、電磁記録又は原本等により、支援金対象期間の翌年度から 5 年間保存します。

静岡県知事 氏 名 様

年 月 日

所 在 地
名 称
代 表 者 氏 名
(署名又は記名押印)

様式第 3 号

省エネルギー化推進計画（電力）

1 概 要

都道府県名	事業主体名	関係市町村名	関係土地改良区名

2 対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設名	施設区分	施設容量	契約区分	当年度使用電力量	当年度電力料	交付済み又は交付予定補助金等	省エネルギー化・コスト削減対策	省エネルギー化	取組内容	実施期間																								
										○：実施 ◎：拡大・強化																								
施設管理者：維持管理費：○○円											諸油脂費・電力料：○○円					(維持管理費（管理に要する費用及び整備補修に要する費用）に占める諸油脂費及び電力量の割合：○％)																		
		kW		kWh	(内訳)	円																												
					・基本料金	円																												
					・電力量料金	円																												
					・燃料費調整額	円																												
		kW		kWh	・再エネ賦課金	円																												
					(内訳)	円																												
					・基本料金	円																												
					・電力量料金	円																												
		kW		kWh	・燃料費調整額	円																												
					・再エネ賦課金	円																												
					(内訳)	円																												
					・基本料金	円																												
		kW		kWh	・電力量料金	円																												
					・燃料費調整額	円																												
					・再エネ賦課金	円																												
					(内訳)	円																												

注

- 1 当年度の使用電力量及び電力料が分かる資料等を添付すること。
- 2 電力量が確定していない月の使用電力量については、前年度の当該月の使用電力量で代用することとする。
その場合にあつては、前年度の使用電力量が分かる資料等を添付すること。
- 3 支払額が確定していない月の電力料については、電力会社が公表している当該月の単価又は
支払済みの最新の月の単価に注2により代用する電力量を乗じた金額で代用する。
- 4 交付済み又は交付予定補助金等の額が分かる資料等を添付すること。
- 5 直近12か月の管理に要する費用及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合が分かる資料等を添付すること。
- 6 電力料の単価高騰以外の要因による料金高騰があった場合は、その事実を証明する書類等を添付すること。
- 7 省エネルギー化及びコスト削減対策として、独自取組を実施する場合は、その取組の内容及び省エネルギー化又はコスト削減の
効果が分かる資料等を添付すること。

(様式第4号) (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援金
交 付 決 定 通 知 書

第 号
令和 年 月 日

事業主体名
代表者氏名 様

静岡県知事 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援金について、農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援金交付要綱第6条（1）の規定により下記のとおり交付することとしたので、農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援金交付要綱第6条（2）の規定により通知します。

記

対象施設数（箇所）	支援金額（円）

(様式第 5 号) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援金
不 交 付 決 定 通 知 書

第 号
令和 年 月 日

事業主体名
代表者氏名 様

静岡県知事 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援金について、下記の理由によりこれを行わないこととしたので、農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援金交付要綱第 6 条（2）の規定により通知します。

記

理 由

様式第 6 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援金
計 画 変 更 承 認 申 請 書

第 号
令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

事業主体住所

事業主体名称

代表者 氏 名

(署名又は記名押印)

申請責任者 職・氏名

申請事務担当者 職・氏名

連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた農業水利施設電力価格高騰対策緊急支援金にかかる省エネ計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容

様式第 7 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

実 績 報 告 書

第 号
令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

事業主体住所

事業主体名称

代表者 氏 名

(署名又は記名押印)

申請責任者 職・氏名

申請事務担当者 職・氏名

連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた農業水利施設電力価格
高騰対策緊急支援金にかかる事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

実績報告書（電力）

1 概 要

都道府県名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名	支援金額
				千円

2 支援金の使途

使途		内容	金額
ア	省エネ計画に係る取組	・	千円
		・	千円
イ	施設の管理費	・	千円
		・	千円

3 対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設名	施設容量	契約区分	運転時間					送水量					使用電力量					R3 年度からの使用電力量削減率	省エネルギー化・コスト削減対策	実施期間 ○：実施 ◎：拡大・強化					取組内容	備考	
			RO	RO	RO	RO	RO	RO	RO	RO	RO	RO	RO	RO	RO	RO	RO			RO迄	RO	RO	RO	RO			RO
施設管理者：																											
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m³	m³	m³	m³	m³	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	%									
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m³	m³	m³	m³	m³	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	%									
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m³	m³	m³	m³	m³	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	%									

注 当該年度の運転時間、送水量及び使用電力量が分かる資料等を添付すること。ただし、初年度分の実績報告書にあつては、前々年度、前年度及び当年度の運転時間、送水量及び使用電力量が分かる資料等を添付すること。